

みやせん だより

第3号
R2.3月発行
宮原共同事務センター



今年度も残り少なくなり、毎日あわただしい日々が続いていますね。
今回は、扶養手当・通勤手当と前渡資金の決算額についてお知らせします。

■ ご存知ですか？扶養手当の対象者について

配偶者や子について扶養手当の扶養親族としている方も多いと思います。
その他に扶養手当の対象親族となる場合があることをご存知ですか？

★支給対象職員

扶養親族のある職員

★対象親族（子・配偶者以外）

- ・孫、弟妹（22歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
- ・父母、祖父母（60歳以上、配偶者の父母等は養子縁組をしない限り対象にならない）
- ・心身に著しい障害がある者

★扶養親族の収入限度額

- ・向こう1年間1,301,000円未満
- ・月額108,416円以下
- ・日額3,613円（雇用保険受給等）
- ・不安定収入（パート等）→3か月の平均が108,416円以下

※給与所得者の収入判定は手当等を含めた金額で判断するが、通勤手当の非課税額は収入に含めない

共同で扶養する者がある場合や同居・別居によって提出する書類が違います。
対象親族であっても扶養親族として認定できない場合がありますので、詳しくは事務職員へお尋ねください。

■通勤手当の定期確認の対象者について

毎月初めに有料道路の利用状況の確認を行っています。

★対象者

有料道路の利用を認定されている職員

★確認方法

- ・ETC利用明細書や領収書のコピーを提出
- ・毎月10日までに認定権者（校長）が利用状況の判定を行います。

★お願い

- ・月が変わったら速やかに提出してください。
- ・車種変更、ETCカードの変更等があった場合は必ずお知らせください。
→有料道路の利用料金が変わる場合は通勤届を新たに提出する必要があります。
- ・車検等で代車を利用する場合はお知らせください。
→申立書が必要です。